

【中国】刑法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 刑法第 8 次改正案が 2011 年 2 月 25 日に第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 19 回会議で採択、同日公布され、2011 年 5 月 1 日から施行される(主席令第 41 号)。1979 年に制定された刑法は 1997 年に全面的に改正、その後も部分的な改正が行われたが、今回の第 8 次改正には、死刑を最高刑とする犯罪の削減等大幅な変更が盛り込まれている。

改正の背景

中国では犯罪を抑制・予防し社会の安定を保つために「寛厳相濟刑事政策」(寛大さと厳格さを調和させた刑事政策)が 2006 年に示され、刑法についてもこの方針による改正を行うことが必要であるとされていた。死刑については、中国では、伝統的な応報的観念と死刑が犯罪の抑止力となるという考えにより、世界最多と推測される数の死刑を執行し(正確な数は公表されていないため不明)、国際社会から批判を浴びており、その見直しが期待されていた。また、刑法総則では、死刑は極めて重大な犯罪者のみに適用すると規定されているにもかかわらず、各則では経済犯罪等の非暴力的犯罪にも死刑が適用されていること、死刑偏重で死刑以外の刑罰が軽すぎる等刑罰体系が不均衡であることなどの問題が指摘されていた。

改正の特徴と主要な改正点

1997 年刑法に対してこれまで行われた 7 回の改正は、主として個別の罪に係るものであったが、今回は各則の改正のほか、犯罪構成要件、量刑の原則及び基準等の面で刑法総則に対する改正が行われた(注)。具体的には、75 歳以上の老人等に対する処罰の軽減、有期懲役の上限の引上げ、減刑や仮釈放の条件の厳格化等が挙げられる。そのほか最高刑が死刑となる犯罪を削減したこと、悪質な貸金不払い等を新たに犯罪として刑罰を規定したこと等が主要な改正点である。

・死刑を適用する犯罪の削減

最高刑が死刑である犯罪は 68 種あったが、そのうち暴力を伴わない経済犯罪等 13 種が除外された。具体的には、文化財密輸罪、貴金属密輸罪及び希少動物・希少動物製品密輸罪(以上第 151 条)、普通貨物及び物品密輸罪(第 153 条)、手形詐欺罪(第 194 条)、信用状詐欺罪(第 195 条)、窃盗罪(第 264 条)、古文化遺跡・古墳盗掘罪(第 328 条)等で、これまで死刑が適用されたことがない犯罪又は適用が非常に少ない犯罪である。そのため死刑執行数が実際に減少するかどうかは疑問視されている。

・死刑執行猶予の制限

中国の死刑には即時死刑と死刑執行猶予とがある。死刑執行猶予とは、2 年間の執行猶予期間を置き、その間の死刑囚の状況から死刑を執行するかまたは減刑にするかを

決めるものである。猶予期間中に故意に罪を犯さなかった場合には無期懲役に減刑する点は変わらないが、功績があった場合には、従来は15年以上20年以下の有期懲役に減刑するとしていたが、これを25年の有期懲役に減刑すると改正した（第50条）。功績とは脱獄や暴動等の犯罪の防止、災害時の救助活動等を指し、2008年の四川大地震の際にも、受刑者や刑務官の救助に貢献した受刑者に対し減刑が実施されている。

・75歳以上の老人に対する処罰の軽減

改正により、75歳以上の老人の犯罪において、故意の場合は減輕等ができ、過失の場合には、減輕等をしなければならないとされた（第17条）。また、改正草案においては、75歳以上の老人には死刑を適用しないとしていたが、審議の過程やパブリックコメントにおいて、無条件で死刑を適用しないということには反対意見が多く、最終的に「裁判時に満75歳以上の老人には死刑を適用しない、ただし、特別に残忍な手段により人を死に至らしめた場合を除く（第49条）」とされた。

・併合罪の有期懲役の上限の引上げ及び仮釈放等の適用の厳格化

2つ以上の罪を犯した場合の併合罪加重において、有期懲役の上限を従来20年から25年に引き上げた（第69条）。また執行猶予が適用されない者に犯罪組織の首謀者を加え（第74条）、無期懲役に処せられた者が減刑された後に実際に執行される刑期を従来10年以上から13年以上に（第78条）、仮釈放が可能となる服役期間を10年以上から13年以上に引き上げた（第81条）。

・新たな犯罪への刑罰の規定

新たな犯罪についての刑罰が次のように定められた。飲酒運転に対しては、拘留し罰金を併科する（第133条）、臓器売買に対しては、5年以下の懲役で罰金を併科するが、情状が重い場合には5年以上の懲役で罰金または財産没収を併科する（第234条）、悪質な賃金不払いの場合には、3年以下の懲役または拘留とし、重大な結果を引き起こした場合には3年以上7年以下の懲役とし罰金を併科する（第276条）。

・コミュニティ矯正制度

コミュニティにおける矯正とは、専門の国家機関が社会団体や民間組織、ボランティア等の協力の下に、執行猶予期間中の者等に対して監督、教育を行い、社会復帰させることを目指すものである。従来は公安機関の監督の下に行われていたが、こうしたコミュニティにおける矯正に改正された。対象者は、執行猶予を宣告された者（第76条）、一定期間（3か月以上2年以下）、一定の自由を制限して社会生活を送らせる管制とよばれる刑罰を宣告された者（第38条）及び仮釈放者（第85条）である。司法部によれば、2009年以降全国で試行を行い、40万人以上がコミュニティにおける矯正を受け、20万人以上が矯正を終えたが、矯正期間中の再犯率は0.18%で、良好な結果を得ているとのことである。

注（インターネット情報は2011年3月22日現在である。）

・「中华人民共和国刑法修正案（八）」の本文は、次の全国人民代表大会のサイトに掲載。

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1119/2011-02/25/content_1625618.htm>